

(その 133) ネットワークでつながり暮らしが見えてきました (02016.10)

2月17日「かながわ生活相談ネットワーク」が結成され、岡本一さんが代表世話人に、宮原所長が世話人に選出され、全県の相談活動が活発に交流されるようになりました。

3月初旬、鶴見の相談所からの紹介で渡田向町に住むFさん(38歳)が相談センターに見えました。

所長がお話を伺いますと、賃貸マンションに祖母と一緒に住み、介護しながらアルバイトをされていて「生活が苦しいので相談に来た」とのことでした。「生活保護の申請をしたらいかがですか」と勧めましたが「まだ若いし生活保護には抵抗があるので少し考えさせてほしい」と帰られました。

生活保護、悩んだ末に

8月22日に「頑張ってみましたが蓄えもなくなり、叔母からの支援も止まって生活ができなくなり生活保護の申請をしたいので」と再びセンターに見えました。

所長が福祉事務所に同行。相談担当者からは根掘り葉掘り聞かれ、Fさんが涙を流しながら生活の苦しい実情を訴える場面もありましたが、何とか受理されました。

担当のケースワーカーさんが自宅を見にきて「家賃が高いので転居が必要ですが、認知症のおばあちゃんと犬がいる条件ではすぐには無理ですね。大家さんに家賃の値下げを交渉してみてください」という条件が付きましたが、8月29日「お陰さまで生活保護の受給が決定しました。本当にありがとうございました」とお礼に見えました。

生活保護法は憲法25条で「国民は健康で文化的な生活を送る権利がある」に基づいてつくられた法律であり、「若い」とか「怠けているのではないか」とか言って申請を受理しないことは不当です。

国民の権利ですから生活が苦しかったら最後のセーフティネットである生活保護の受給をお勧めします。